

奈良県告示第二百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十七年十一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

名称		主たる事務所の所在地	名称	所在地	旧	新	変更年月日
指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援事業所						
NPO法 人ライフ ケア王寺	生駒郡三郷 町勢野東四 一三一〇	生駒郡三郷 町勢野東四 一三一〇	地域支援 相談セン ター	生駒郡三郷 町勢野東四 一三一〇	生駒郡三郷 町勢野東四 一三一〇	生駒郡三郷 町勢野東四 一三一〇	平成二十二年 六月一日
NPO法 人ライフ ケア王寺	生駒郡三郷 町勢野東四 一三一〇	生駒郡三郷 町勢野東四 一三一〇	ライフケ ア訪問看 護ステー ション	生駒郡三郷 町勢野東四 一三一〇	生駒郡三郷 町勢野東四 一三一〇	生駒郡三郷 町勢野東四 一三一〇	平成二十二年 六月一日

